

令和3年1月14日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

緊急事態宣言下における大阪狭山市立小・中学校の教育活動について(お知らせ)

このたび内閣総理大臣より、大阪府を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」)」が、令和3年1月14日(木)～2月7日(日)の期間において発出されました。

大阪狭山市立小・中学校では、大阪府教育委員会からの要請を踏まえ、これまでの感染症対策に加え、下記の対策を講じたうえで教育活動を継続してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は令和3年1月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

1. 基本方針について

- ・引き続き3密の回避やマスクの着用、こまめな手洗いや清掃・消毒、換気等の感染症防止対策を講じたうえで、学校教育活動を継続します。
- ・感染リスクの高い教育活動は実施しません。

2. 学校における感染症対策について

(1) 児童生徒及び教職員の健康観察について

緊急事態宣言下においては、児童生徒、教職員とも、登校・出勤前の検温・健康観察に、改めて重点的に取り組んでまいります。

- ・児童生徒の登校にあたっては、自宅にて検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」や連絡帳に記入のうえ、持参させてください。学校では、教職員が児童生徒の健康状況を確認した後、教室に入るよう指導します。また、発熱等の風邪症状がある場合は学校に連絡し、登校させずに自宅で休養するようにしてください(「病欠欠席」ではなく、「出席停止」となります)。
- ・登校後は、教職員は児童生徒の体調観察に努めます。学校で児童生徒が急に発熱した場合は、他の児童生徒がいない部屋で待機させ、保護者の方へ連絡しますので、すみやかにご迎え等のご協力をお願いします。
- ・教職員は出勤前に自宅で検温し、本人に発熱等の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で休養するようにします。

(2) 給食指導について

- ・給食等の食事をとる際には、食事の前後に流水と石けんによる手洗いをを行うよう指導します。
- ・食事にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしないことや、大声での会話を控えることについて指導します。

3. 教育活動上の対応について

(1) 感染リスクの高い教科活動について

- ・緊急事態宣言下においては、以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しません。

(感染リスクの高い教育活動の例)

- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・理科における、児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察
- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・図画工作、美術における、児童生徒同士が近距離で活動する共同制作や鑑賞の活動
- ・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・外国語(外国語活動)における、児童生徒が近距離でペアやグループとなってコミュニケーションをとる活動やハイタッチなどの身体接触
- ・体育における、児童生徒が密集する運動や組み合ったり接触したりする運動

(2) 体育の授業について

- ・感染拡大防止の観点から、可能な限り屋外で実施します。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けて実施します。
- ・運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、体育の授業中はマスクを着用しなくてもよいこととします。ただし、授業の前後における着替えや移動の際等、運動を行っていない時はマスクを着用することとします。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することとします。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2~3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は、十分な距離を空けます。

(3) 学校行事について

- ・府県間の移動を伴う校外活動については、中止または延期します。
- ・卒業式等の式典については、現時点では感染症対策を講じた上で、規模の縮小等、形態を工夫して実施する予定です。

(令和2年度卒業式及び令和3年度入学式の予定について)

	小学校	中学校
令和2年度卒業式	令和3年3月19日(金) 午前	令和3年3月12日(金) 午前
令和3年度入学式	令和3年4月6日(火) 午前	令和3年4月6日(火) 午後

(4) 部活動について

- ・「生徒同士が組み合うことが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等、感染リスクの高い活動は実施しません。
- ・平日の練習は、ローテーション(練習時間割)や練習場所、練習方法を工夫して、これまで以上に密を避けて行います。
- ・休日(土曜・日曜)の練習は、準備と片づけを含めて、3時間以内の実施とします。また、平日の練習と同様に、ローテーション(練習時間割)や練習場所、練習方法を工夫して、これまで以上に密を避けて実施します。
- ・緊急事態宣言下においては、練習試合や合同練習は実施しません。また、公式戦の主催団体である大阪中学校体育連盟事務局からは、「主催大会を当面の間中止とする」方向性が示されており、
- ・部活動は自主参加を基本としています。学校から参加を強く求めることはありません。

4. 緊急事態宣言下における放課後児童会の対応について

- ・学校教育活動と同様に、引き続き感染症防止対策を講じた上で、放課後児童会を継続して開設します。

5. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

- ・新型コロナウイルス感染症対応により、日常生活が大きく変わる事態となり、子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら学校生活を送ってきたと考えられます。
- ・児童生徒が悩みや不安について相談できるよう、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を受け付けておりますので、各小・中学校または下記連絡先までご相談ください。
- ・また、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。
- ・本市では、このような偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童生徒の発達段階に応じて啓発を行ってまいります。(新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談も、各小・中学校や下記連絡先で受け付けております。)

(児童生徒・保護者の心のケアにかかる相談連絡先)

- 「大阪狭山市教育委員会教育部学校教育グループ」：TEL 072-366-0011(内線 809)
- 「新型コロナ こころのフリーダイヤル」：TEL 0120-017-556
※令和2年10月1日~令和3年3月31日、午前9時30分~午後5時(土・日・祝日・年末年始も実施)
- 「すこやか教育相談 24」：TEL 0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談です。